鳥栖市監査告示第 16 号 令和 5 年 8 月 22 日

# 監 査 結 果 報 告 書

鳥栖市監査委員

川﨑真澄

小 石 弘 和

鳥 監 第 720 号 令和5年8月22日

鳥栖市教育委員会

教育長 佐々木 英 利 様

鳥栖市監査委員

川崎真澄

小 石 弘 和

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、弥生が丘小学校、若葉小学校、基里小学校 及び田代中学校の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告 します。

#### 定期監査結果報告

監査の対象	弥生が丘小学校、若葉小学校、基里小学校、田代中学校
監査の方法	令和5年6月30日現在における財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況について、業務システムで管理されたデータ、提出された資料及び帳簿の全部又は一部について照合、確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取しながら鳥栖市監査基準に準拠し実施した。

## 弥生が丘小学校

監査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月21日まで(往査実施日 令和5年7月27日)

今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。

区分	出納		шае	補助金	契約	日本英田	2014	計
<b>上</b> 万	収入	支出	出張	/	2 4.1. 1	財産管理	その他	
指摘事項								0
注意・検討を求める事項								0
留意すべき事項						1	2	3
計	0	0	0	0	0	1	2	3

#### 監査の結果

(指摘事項)

法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの

(注意・検討を求める事項)

指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの (留意すべき事項)

注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの

監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。

なお、留意すべき事項については、その内容を教育部長等に説明をし、注意喚起を 行うよう要請した。

## 若葉小学校

監査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月21日まで(往査実施日 令和5年7月28日)

今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。

区分	出 収入	納 支出	出張	補助金	契約	財産管理	その他	計
指摘事項								0
注意・検討を求める事項								0
留意すべき事項						1	4	5
計	0	0	0	0	0	1	4	5

# 監査の結果

(指摘事項)

法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの

(注意・検討を求める事項)

指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの (留意すべき事項)

注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの

監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。

なお、留意すべき事項については、その内容を教育部長等に説明をし、注意喚起を 行うよう要請した。

## 基里小学校

#### 監査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月21日まで(往査実施日 令和5年7月27日)

今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。

区分	出納 収入 支出		出張	補助金	契約	財産管理	その他	計
指摘事項								0
注意・検討を求める事項								0
留意すべき事項						1	1	2
計	0	0	0	0	0	1	1	2

# 監査の結果

(指摘事項)

法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの

(注意・検討を求める事項)

指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの (留意すべき事項)

注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの

監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。

なお、留意すべき事項については、その内容を教育部長等に説明をし、注意喚起を 行うよう要請した。

## 田代中学校

#### 監査の期間

令和5年7月12日から令和5年8月21日まで(往査実施日 令和5年7月28日)

今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。

区分	出 収入	納 支出	出張	補助金	契約	財産管理		計
指摘事項								0
注意・検討を求める事項								0
留意すべき事項							3	3
計	0	0	0	0	0	0	3	3

# 監査の結果

(指摘事項)

法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの

(注意・検討を求める事項)

指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの (留意すべき事項)

注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの

監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。

なお、留意すべき事項については、その内容を教育部長等に説明をし、注意喚起を 行うよう要請した。